

会津市民オーケストラ サポーター制度規約

第1条（名称）

- 1.本制度は「会津市民オーケストラ サポーター制度」（以下「本制度」という）と称する。

第2条（目的）

- 1.本制度は、会津市民オーケストラ（以下「当団」という）の音楽活動を支援することで、地域の音楽文化の振興に寄与することを目的とする。
- 2.本制度におけるサポーターとは、当団の活動に賛同し、音楽を通じて地域社会を盛り上げる仲間を指す。

第3条（サポーターの資格）

- 1.本制度に賛同し、所定の入会手続きを行い、年会費を納入した個人および法人（企業・団体）をサポーターとする。
- 2.入会は当団が承認した者を対象とする。

第4条（入会・更新・退会）

- 1.入会は、当団所定の申込方法により行い、年会費納入をもって成立する。
- 2.会員期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3.更新を希望する者は、期間満了までに次年度の年会費を納入するものとする。当団は期間満了前に更新の案内を行う。
- 4.退会は任意で申し出によりいつでも可能とするが、既納の年会費は理由の如何を問わず返還しない。

第5条（会員種別・年会費）

- 1.サポーターは以下の区分（税込）とし、複数口の加入も可能とする。
個人：1口 5,000円
法人：1口 10,000円
- 2.年会費は入会時および更新時に納入する。会費は当団の演奏会運営費、楽器維持費、活動費などに充てる。

第6条（サポーター特典）

- 1.サポーターには以下の特典を提供する。なお、内容は予告なく変更する場合がある。
 - ①定期演奏会への招待（個人：4枚/口、法人：5枚/口）
 - ②定期演奏会プログラムへのご芳名掲載
 - ③年間活動報告の送付（当団年度末）
 - ④法人：定期演奏会プログラムでの広告掲載（1口：1/4ページ、2から3口：1/2ページ、4口以上：フルページ）

⑤法人（5口以上）：出張演奏会の開催（開催は任意であり、開催の場合の日程・曲目・編成・交通費等の経費その他については別途相談とする）

第7条（サポーターの義務）

1. 当団の活動を尊重する。
2. 当団の名誉を毀損する行為をしない。
3. 特典の不正利用や転売をしない。

第8条（個人情報の取り扱い）

1. 当団は、入会申込時に取得した個人情報を、以下の目的の範囲内で利用する。
 - ① サポーター制度の管理・運営および更新の案内
 - ② 演奏会案内や活動報告等の発送
 - ③ お礼状・特典（招待券等）の発送
 - ④ プログラム等へのご芳名掲載（希望者のみ）
2. 当団は、取得した個人情報を適切に管理し、次の場合を除き第三者に提供しない。
 - ① 本人の同意がある場合
 - ② 法令に基づく場合
3. 本人から個人情報の開示・訂正・削除の申し出があった場合は、速やかに対応する。

第9条（規約の変更）

1. 本規約は、当団の判断により変更できる。変更時はホームページ掲載またはメール等で告知する。

第10条（免責）

1. 天災や不測の事態（感染症の拡大、施設の利用制限等）により演奏会等が中止・変更となった場合、特典の提供ができないことがあり、その場合も年会費の返還は行わない。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. サポーターは、自身が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを確約するものとする。該当することが判明した場合、当団は催告なくサポーター資格を取り消すことができる。

附則

本規約は2026年3月21日より施行する。